平成２６年（フ）第７７２号
埼玉県戸田市笹目５丁目35番地の22　大畑第１マンション301号室
債務者　石田　京子
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３３２号
埼玉県越谷市大字袋山2033番地９　コーポホリゾン101
債務者　村上　英生
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１７６号
埼玉県深谷市岡2708番地38
債務者　豊田　晃一
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第２３号
愛知県豊田市大林町16丁目５番地２　サンシャインシティ506号、前住所愛知県岡崎市三崎町１番地27　モアグレース六名Ⅱ403
債務者　山崎　未貴
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第３７号
青森県三沢市大字三沢字庭構120番地
債務者　新堂　香澄
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで青森地方裁判所十和田支部

平成２６年（フ）第４１号
青森県十和田市東十三番町23番29号　第一コーポイチノへ５号
債務者　十枝内美穂子
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで青森地方裁判所十和田支部

平成２６年（フ）第３４号
広島県三次市畠敷町1669番地23
債務者　高瀬　卓三
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで広島地方裁判所三次支部

平成２６年（フ）第５１号
香川県丸亀市津森町704番地　三原アパート４号
債務者　葛西　麻子（旧姓出口・髙舘・島岡）
1　決定年月日時　平成26年８月29日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで高松地方裁判所丸亀支部

平成２６年（フ）第５９号
香川県坂出市久米町１―５―49　レオパレス東大浜２―102号、住民票上の住所香川県高松市成合町808番地２
債務者　羽田　　智
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで高松地方裁判所丸亀支部

平成２６年（フ）第１９５号
長崎県長崎市西立神町８番７号、旧住所長崎県長崎市油木町53番地16　ハンプトンガーデン201
債務者　吉岡　知已
1　決定年月日時　平成26年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３１６７号
大阪府枚方市走谷１丁目19番13―106号、前住所大阪府枚方市北中振３丁目９番２―202号
債務者　西部　恵美
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３３４６号
大阪市大正区三軒家東２丁目２番23―721号
債務者　大川　翔平
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３６３４号
大阪府寝屋川市明和２丁目３番９号、前住所大阪市城東区東中浜６丁目13番５号　サンライズハイツ緑橋401
債務者　中村　朱里
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２３３号
静岡県掛川市吉岡1047番地の７
債務者　川島ひろみ
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午前10時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第１４８号
静岡県富士宮市羽鮒297番地
債務者　佐野　和浩
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月23日午前11時30分
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第１２１７号
神奈川県大和市中央５丁目11番７号　小菅マンション303号
債務者　高橋　君代
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部